

不利益処分基準（公表用）

様式第4号

所管部（局）・課 母子保健福祉課

法令名	児童福祉法	法令の番号	昭和22年164号		
不利益処分の種類	最低基準を維持するための児童福祉施設長に対する事業停止命令	根拠条項	第46条第4項		
処分基準	児童福祉施設最低基準（昭和23年12月29日厚生省令第63号）及びその一部を改正する省令等の規定を満たさないとき				
対応区分	1 聴聞の実施 ② 弁明の機会の付与	処理機関 母子保健福祉課	交付機関 母子保健福祉課	目次 NO	6